

2020年9月14日

日本電子債権機構株式会社

電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程細則の一部改定について

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 ^{みわ}三輪 ^{ひであき}英明、以下「当社」といいます。）は、電手決済サービスを取り巻く環境変化を踏まえ、今後も質の高いサービスを継続的に提供するという観点から、かねてご案内の通り、2020年9月14日付にて、電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程細則の一部を改定いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

（1）改定の目的

法改正により新たな祝休日が急に追加等になった場合で、且つ、当該祝休日が発生済の電子記録債権（以下、「電手」といいます。）の支払期日に該当した場合の規定を新たに定めるために行う改定です。

詳細は、弊社ホームページの「電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程細則の一部改定について（新旧対照表）」をご覧ください。

（2）改定の概要

上記事象に該当した場合には、発生済の電手の「支払期日」についての変更記録は行いませんが、決済については一律で翌営業日に処理いたします。

以上

今回の改定について、ご不明な点などございましたら以下までお問い合わせください。

ご照会窓口

三菱 UFJ 銀行

0120-103-172（銀行営業日 9：00～17：00※）

電手・でんさいコールセンター

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は 03-5730-1963（通話料有料）

※自動音声メッセージが流れますので、電手決済サービス「1」を押して下さい。

※ご照会内容によっては、翌営業日のご回答となる場合がございます。恐れ入りますが、予めご了承ください。